

令和元年度答申第14号
令和元年6月7日

諮問番号 平成31年度諮問第5号、第6号（平成31年4月22日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件2
件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が雇用していた労働者の業務上の死亡事故について遺族補償年金及び葬祭料の支給がされたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、当該死亡事故は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するとして、同項の規定に基づき当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する各決定（以下「本件各決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 労災保険法31条1項3号は、政府は、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故について保険給付を行ったとき

は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる」と規定している。

- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）
21条2項は、事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならないと規定している。

そして、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）518条は、事業者は、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てるなどの方法により作業床を設けなければならない（1項）と規定し、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させるなど、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない（2項（平成30年厚生労働省令第75号による改正前のもの。以下同じ。））と規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) P（以下「本件労働者」という。）は、審査請求人に雇用されていた者であるが、平成28年1月12日、倉庫の新築工事現場（以下「本件現場」という。）の建前作業において、高さが3.92メートルの梁及び桁の上で火打ち材の取付作業を行っていたところ、同所から基礎コンクリート上に墜落し（以下この事故を「本件事故」という。）、脳挫傷及び多発頭蓋骨骨折により死亡した。

（災害調査復命書）

- (2) 本件労働者の父であるQは、B労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、平成28年7月5日に遺族補償年金支給請求を、同月6日に葬祭給付請求をしたところ、本件労基署長は、同年8月2日、本件事故は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償年金及び葬祭料の給付決定をし、同年10月14日、同年12月15日、平成29年2月15日、同年4月14日、同年6月15日、同年8月15日及び同年10月13日に遺族補償年金を、平成28年8月10日に葬祭料を支給した。

（遺族補償年金支給請求書、葬祭給付請求書、労働者災害補償保険法第31条第1項の規定に係る保険給付通知書（平成29年6月6日付け：平成28

年10月14日支給分の遺族補償年金に係るもの)、労働者災害補償保険法第31条第1項の規定に係る保険給付通知書(平成29年6月6日付け:平成28年12月15日支給分の遺族補償年金に係るもの)、労働者災害補償保険法第31条第1項の規定に係る保険給付通知書(平成29年6月6日付け:同年2月15日支給分の遺族補償年金に係るもの)、労働者災害補償保険法第31条第1項の規定に係る保険給付通知書(平成29年6月6日付け:同年4月14日支給分の遺族補償年金に係るもの)、労働者災害補償保険法第31条第1項の規定に係る保険給付通知書(平成29年7月11日付け:同年6月15日支給分の遺族補償年金に係るもの)、労働者災害補償保険法第31条第1項の規定に係る保険給付通知書(平成29年8月17日付け:同月15日支給分の遺族補償年金に係るもの)、労働者災害補償保険法第31条第1項の規定に係る保険給付通知書(平成29年10月16日付け:同月13日支給分の遺族補償年金に係るもの)、労働者災害補償保険法第31条第1項の規定に係る保険給付通知書(平成28年8月10日付け:葬祭料に係るもの)

(3) 審査請求人は、安衛法21条2項及び安衛則518条2項に違反したとして起訴され、平成29年2月13日、罰金20万円の略式命令が発せられた。

(起訴状、審査請求書)

(4) 処分庁は、審査請求人に対し、平成29年6月7日付け、同月23日付け、同年7月18日付け、同年8月22日付け及び同年10月31日付けで、「労災保険法第31条第1項第3号の規定(事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故)に該当するため。」との理由を付して、同項の規定に基づき審査請求人から上記(2)の支給に要した費用に相当する金額の一部を徴収する各決定(本件各決定)をした。

(法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書(平成29年6月7日付け:葬祭料に係るもの)、法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書(平成29年6月23日付け:平成28年10月14日支給分、同年12月15日支給分、平成29年2月15日支給分及び同年4月14日支給分の遺族補償年金に係るもの)、法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書(平成29年7月18日付け:同年6月15日支給分の遺族補償年金に係るもの)、法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書(平成29年8月22日付け:同月15日支給分の遺族補償年金に係るもの)、法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書(平成29年10月31日付け:同月1

3日支給分の遺族補償年金に係るもの))

(5) 審査請求人は、本件各決定のうち、平成29年6月7日付け、同月23日付け及び同年8月22日付けの各決定を不服とする審査請求(平成31年度諮問第5号に係るもの)を同月28日に、また、同年10月31日付けの決定を不服とする審査請求(平成31年度諮問第6号に係るもの)を同年12月22日に審査庁に対してした。

(各審査請求書)

(6) 審査庁は、平成31年4月22日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件現場においては、構築物の高さや足場の設置状況、作業段階、作業効率、現場作業に従事する従業員の経験等を考慮した上で、防網を設置していなかったのであり、漫然と防網の設置を怠ったのではない。

本件事故の原因は、足場板が落下したことによるものではなく、本件労働者が、安全対策の知識経験があるにもかかわらず、作業ベルトの足場への装着を怠り、ヘルメットを適切に装着していなかったことや、審査請求人以外の会社で深夜に長時間就業していたことなどによるものである。審査請求人は、本件事故当時も、高所での作業を行うに当たり、安全に作業を行うよう指示・指導をしていた。

したがって、本件事故は、審査請求人の故意又は重大な過失により生じたものではない。また、本件事故の発生には、本件労働者による自らの生命、身体の安全を守る義務(自己安全防止義務)に反する行動が一定程度寄与していることが明らかであるから、相応の過失相殺がされるべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

「労働者災害補償保険法第25条(事業主からの費用徴収)の規定の取扱いについて」(昭和47年9月30日付け基発第643号労働省労働基準局長通達。以下「本件局長通達」という。)の2の(1)のイにおいて、労災保険法25条1項2号(注:現行の31条1項3号)の規定は、「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」に適用するとされている。そして、「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴収の適正な取扱いについて」(平成24年3月29日付け基労補発0329第2号厚

生労働省労働基準局労災補償部補償課長通知)の1において、本件局長通達の上記「当該規定に明白に違反した」とは、送検事例の全てが該当するのではなく、「送検事例のうち、何ら防止措置を講じていなかったと認められる場合」が該当するのであり、「不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと認められるとき」は該当しないとされている。

処分庁の弁明書によれば、本件労働者は、作業に当たり安全帯の着用の指示を受けておらず、また、本件現場には安全対策を担当する現場代理人が配置されていて、本件労働者は単なる作業員であったが、審査請求人が本件労働者に高所作業を行わせるに当たって法令上必要な墜落防止措置を何ら講じていなかったことは明らかである。

したがって、本件は、本件局長通達の2の(1)のイに該当するから、労災保険法31条1項3号の費用徴収事案に該当する。

以上によれば、本件各決定は妥当であり、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各決定は違法又は不当なものとは認められず、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

ア 平成31年度諮問第5号

本件審査請求受付 : 平成29年8月28日

審理員の指名 : 平成30年2月19日

(本件審査請求受付から約5か月半)

反論書受付(審理員) : 同年5月25日

審理員意見書提出 : 平成31年1月30日

(反論書受付から約8か月)

本件諮問 : 同年4月22日

(本件審査請求受付から約1年8か月)

(審理員意見書提出から約3か月)

イ 平成31年度諮問第6号

本件審査請求受付 : 平成29年12月22日

審理員の指名 : 平成30年6月28日
(本件審査請求受付から約6か月)
反論書受付(審理員) : 同年9月7日
審理員意見書提出 : 平成31年1月30日
(反論書の受付から約5か月)
本件諮問 : 同年4月22日
(本件審査請求受付から約1年4か月)
(審理員意見書提出から約3か月)

- (2) そうすると、本件では、いずれの事案でも、審査庁による審査請求受付から審理員の指名までに、また、反論書受付から審理員意見書の提出までに、それぞれ5か月以上を要している上に、審理員意見書の提出から当審査会への諮問までも約3か月を要しているが、これらの手続にこれだけの長期間を要する事情があったとは認められない。審査庁においては、審理手続の迅速化を図る必要がある。
- (3) 上記の点以外では、本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件各決定の違法性又は不当性について

- (1) 本件では、本件事故が審査請求人の故意又は重大な過失により生じたものであるかが問題となっている。
- (2) そこで検討すると、本件労働者は、本件現場の建前作業において、高さが3.92メートルの梁及び桁の上で火打ち材を取り付ける作業をしていた(上記第1の2の(1))。その作業場所には、幅30センチメートル、長さ300センチメートルの足場板(作業板)が架け渡されていたが、当該足場板は桁から80センチメートル離れた位置に平行に置かれていて、作業員が墜落するおそれのある十分な開口部があったのみならず、当該足場板は固定されていなかった(災害調査復命書の別紙の7の(1)、別添見取図5、別添写真9)。したがって、本件労働者は、高さが2メートル以上の墜落するおそれのある場所で作業をしていたことが明らかである。

このような高所での作業における労働者の墜落の危険を防止するため、安衛法21条2項及び安衛則518条2項は、事業者に対し、「防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等」の危険防止措置を講じることを義務付けているところ、これらの規定は、事業者が労働災害を防止するために履行すべき最低基準を定めたものである(安衛法3条1項)から、事業者がこのよう

な義務を全く履行しなかったことにより労働災害が発生したときは、当該事業者には労働災害を生じさせた重大な過失があると認めるのが相当である。

これを本件についてみると、本件現場の梁及び桁の下には、防網が設置されていなかった（この点は、審査請求人も認めている。）。また、本件労働者は安全帯を着用しておらず、梁及び桁の上に安全帯を掛けることのできる親綱も張られていなかった（災害調査復命書の別紙の7の(2)、別添写真9から11まで）。

審査請求人は、本件労働者が着用していた作業ベルトを本件現場の周囲の足場に装着させれば、墜落防止対策を図りながら作業を行うことは十分に可能であったと主張するが、この作業ベルトは、工具等の作業に必要な道具を収納するためのベルトであって（災害調査復命書の別紙の4の〔災害発生当日の服装〕）、安衛則518条2項が墜落防止のために使用を義務付けている安全帯とは全く異なるものであるから、この主張は失当である。

また、審査請求人は、本件事故当時も、高所での作業を行うに当たり、安全に作業を行うよう指示・指導をしていたと主張するが、そのような指示・指導をしていたことをうかがわせる資料はない。かえって、災害調査復命書（別紙の8）には、「被災事業場では、常務が当該現場の施行管理及び安全管理の権限を有していたが、労働者に対し、墜落防止にかかる安全教育は一切行っていないかった。」との記載がされている。

その他、本件に現れた資料を精査しても、審査請求人が本件現場における労働者の墜落を防止するために何らかの措置を講じていたことを認めることができない。

以上によれば、審査請求人は、本件現場において安衛法21条2項及び安衛則518条2項が義務付けている最低基準としての危険防止措置を全く講じていなかったというほかない。そして、本件事故は、審査請求人のこのような義務の不履行に起因して生じたものであるから、審査請求人には本件事故を生じさせた重大な過失があると認められる。

なお、本件は、審査庁が主張するように、本件局長通達に依拠して検討しても、上記結論が異なることはない。

したがって、本件事故が労災保険法31条1項3号の規定に該当するとしてした本件各決定には、いずれも違法又は不当な点は認められない。

(3) 審査請求人は、本件労働者の事情（安全対策の知識経験を有していたことや審査請求人以外の会社で深夜に長時間就業していたことなど）を踏まえた

過失相殺がされるべきであると主張する。しかし、過失相殺の法理は、事業者と被用者との間で債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償が問題となる場面において検討される事柄であって、本件のような労災保険制度において政府がした保険給付の一部を事業者から徴収するという費用徴収の場面で考慮される事柄ではないから、上記主張も失当である。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原				優
委	員	中	山	ひ	と	み
委	員	野	口	貴	公	美